

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 孺恋村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.33%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.84%
全職員	71.93%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	98.49%
本庁課長補佐相当職	95.40%
本庁係長相当職	89.67%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.91%
31～35年	96.91%
26～30年	89.51%
21～25年	87.59%
16～20年	90.87%
11～15年	86.89%
6～10年	103.08%
1～5年	89.30%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員については、給与水準の高い課長相当職以上に男性が多いこと、女性の平均勤続年数が男性の平均勤続年数より短いこと、近年の採用者に占める女性割合が高まっていること、高齢層の職員の男女比率に差があること、若年層の女性職員に産休育休を取得している職員がいることなどが、給与の差異に影響していると思われる。また、給料月額以外の手当（扶養手当・児童手当・寒冷地手当など）に関して、男性職員が世帯主である割合が高いため、給与の差異に影響していると思われる。

任期の定めのない常勤職員以外の職員については、時給職員のうち働く時間の長短について男女比率に差があるため、給与の差異に影響していると思われる。

全職員については、女性の会計年度職員が多いため、給与の差異に影響していると思われる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。